

改正

平成17年3月24日教育委員会規則第1号

平成18年3月28日教育委員会規則第1号

平成19年3月30日教育委員会規則第4号

平成20年6月26日教育委員会規則第10号

平成21年3月25日教育委員会規則第1号

平成23年6月3日教育委員会規則第3号

平成23年9月30日教育委員会規則第5号

平成24年1月30日教育委員会規則第1号

平成26年3月28日教育委員会規則第2号

平成27年3月26日教育委員会規則第3号

平成30年3月27日教育委員会規則第2号

平成31年3月26日教育委員会規則第1号

三次市教育委員会組織規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 事務局（第3条—第5条）

第3章 教育機関（第6条—第10条）

第4章 職制等（第11条—第13条）

第5章 附属機関（第14条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第18条第2項及び第33条の規定に基づき、三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務局及び教育機関の組織を系統的に定めるとともに、その所掌事務を明確にし、もって事務の適正かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。

2 機関の設置、名称、位置、内部組織及び所掌事務については、法令、条例その他特別の定めが

あるもののほか、この規則の定めるところによる。

- 3 法令又は条例により設置される機関の名称、位置等については、必要に応じ、この規則に掲げるものとする。

(機関の分類)

第2条 前条の組織を構成する機関を分けて、事務局、教育機関及び附属機関とする。

第2章 事務局

(事務局)

第3条 事務局の事務を分掌させるため、課を置く。

(課の設置)

第4条 前条に規定する課の内部組織は、次の表に掲げるとおりとする。

課名	係名
文化と学びの課	教育総務係
	文化学習係
学校教育課	学校教育係
	教育指導係

(分掌事務)

第5条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

課名	係名	分掌事務
文化と学びの課	教育総務係	(1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 規則の制定又は改廃に関すること。 (3) 教育目的のための基本財産及び積立金に関すること。 (4) 公告式に関すること。 (5) 陳情・請願に関すること。 (6) 公印の管理に関すること。 (7) 文書の收受及び保管に関すること。 (8) 寄附に関すること。 (9) 奨学金に関すること。 (10) 教育政策に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (11) 危機管理に関すること。 (12) 教育委員会の評価に関すること。 (13) 放課後子ども教室に関すること。 (14) 事務局・課の庶務に関すること。
	文化学習係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会教育の推進に関すること。 (2) 社会教育委員の会議に関すること。 (3) 芸術・文化活動に関すること。 (4) 芸術・文化団体の育成指導に関すること。 (5) 文化財の保護に関すること。 (6) 文化財保護委員会に関すること。 (7) 図書館に関すること。 (8) スポーツ推進・文化振興事業検討委員会に関すること。 (9) 社会教育及び芸術・文化施設に関すること。 (10) 青少年に関すること。 (11) 生涯学習に関すること。
学校教育課	学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒の就学に関すること。 (2) 通学区域に関すること。 (3) 就学援助，就学奨励に関すること。 (4) 学校保健及び健康教育に関すること。 (5) 教職員の手当等に関すること。 (6) 学校配分予算の管理に関すること。 (7) 教科用図書に関すること。 (8) 学校事務共同処理に関すること。 (9) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。 (10) 学校給食調理業務に関すること。 (11) 教育財産の取得及び管理に関すること。

		<p>(12) 学校その他教育施設の営繕及び保守に関すること。</p> <p>(13) 学校等の備品の管理に関すること。</p> <p>(14) 課の庶務に関すること。</p>
	教育指導係	<p>(1) 教職員の人事, 給与及び福利厚生に関すること。</p> <p>(2) 教職員(市費支弁の者)の任免に関すること。</p> <p>(3) 教職員のサービスの監督に関すること。</p> <p>(4) 教職員の労働安全衛生に関すること。</p> <p>(5) 学級編制に関すること。</p> <p>(6) 教育課程に関すること。</p> <p>(7) 教科等の指導に関すること。</p> <p>(8) 教職員の研修に関すること。</p> <p>(9) 学校経営指導に関すること。</p> <p>(10) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(11) 乳幼児教育に関すること。</p> <p>(12) 子どもの未来応援宣言に関すること。</p>

第3章 教育機関

(市立学校)

第6条 市立学校については、三次市立学校設置条例(平成16年三次市条例第117号)及び三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則(平成16年三次市教育委員会規則第13号)の定めるところによる。

(学校給食共同調理場)

第7条 学校給食共同調理場については、三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例(平成16年三次市条例第122号)の定めるところによる。

第8条 削除

(図書館)

第9条 市立図書館については、三次市立図書館設置及び管理条例(平成16年三次市条例第125号)

の定めるところによる。

(歴史民俗資料館)

第10条 市立歴史民俗資料館については、三次市歴史民俗資料館設置及び管理条例（平成16年三次市条例第126号）の定めるところによる。

第4章 職制等

(職制)

第11条 事務局に教育次長，課に課長，教育機関には館長又は場長（以下「課長等」という。）を置く。

2 係に係長を置く。

(職務)

第12条 教育次長は、教育長の事務を補佐し、所属職員を指揮監督する。

2 課長等は上司の命を受けて課の事務を所掌し、所属職員を指揮監督する。

3 係長は、上司の命を受けて係の事務を所掌し、所管の事務の調整を図る。

(事務分担)

第13条 教育次長は、課等の所属内の事務分担を定め、教育長に通知しなければならない。事務分担を変更した場合も同様とする。

第5章 附属機関

(附属機関)

第14条 法令又は条例の定めるところにより設置された附属機関の名称、目的及びその主管課は、次表のとおりとする。

名称	目的	主管課
三次市社会教育委員	社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づき、社会教育に関し教育委員会に助言すること。	文化と学びの課
三次市文化財保護委員会	三次市文化財保護条例（平成16年三次市条例第132号）に基づき、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に建議すること。	文化と学びの課

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第10号）

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第3号）

この規則は、平成23年6月3日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第5号）

この規則は、スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成23年三次市条例第29号）の施行の日から施行する。

附 則（平成24年1月30日教委規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日教委規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日教委規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日教委規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日教委規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。